

ごみ出しルールと
お知らせ①

ごみ減量の
取り組み②③

分け方の
フローチャート④

資源・ごみの分け方
と出し方一覧表⑤⑥

資源・ごみの
持ち込み⑦⑧

プラスチック類⑨

空きびん⑩

空き缶(飲食用)⑪

ペットボトル⑫

金属類(金物類・
小型家電・刃物類)⑬

発火性危険ごみ⑭

雑がみ⑮

古紙・古布類⑯

蛍光管類、
羽毛ふとん⑰

廃食用油⑱

家庭系パソコン・
携帯電話⑲

剪定枝類⑳

燃やすすかない
ごみ㉑

破碎ごみ㉒

粗大ごみ㉓

リユース
(再使用)㉔

市では収集・処理
できないごみ㉕～㉘

こまやか収集、動物
の死体の取り扱い㉙

目指そう「きれいな
まち」㉚～㉛

一般廃棄物収集運搬
許可業者一覧㉜

し尿汲取り・浄化槽
清掃許可業者㉝

子ども服リユース
くる・くる・くるり㉞

小牧市公式アプリ、
お問い合わせ先㉟



市では収集・処理できないごみ

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。
排出事業者の責任のもと、適正に処分してください。

量の多少に関わらず、いずれもごみ集積場に出すことはできません。

事業活動とは、会社や工場などの事業所のほか、NPO法人、宗教法人、
個人商店、農業などの活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。

処分方法

自身で小牧岩倉エコル
センターへ持ち込む

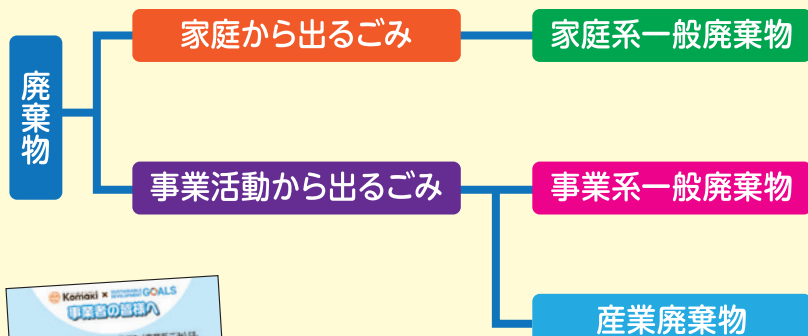


(8ページ参照)

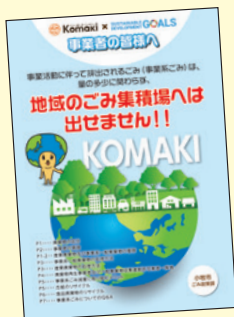
一般廃棄物収集運搬
許可業者に依頼



(33ページ参照)



産業廃棄物については、小牧岩倉
エコルセンターに搬入できません。



小牧市HP ID 8721

↑ 詳しくは事業系ごみパンフレット「事業者の皆様へ」をご覧ください。

小牧市役所本庁舎2Fごみ政策課で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。

小牧市ホームページ <http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/shiminseikatsu/gomi/2/jigyousha/8721.html>

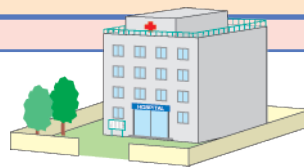


原則 市では収集・処理できないごみ

在宅医療廃棄物

処分方法

- ① 原則、病院、医院、薬局などの指導のもと、
入手先にご返却ください。



ただし、返却できない場合は、次のとおり排出してください。

②

鋭利でないもの

チューブ類、
点滴バック、
CAPDバックなど



- 燃やすすかないごみ用指定袋
(白袋)で、ごみ集積場に排出
してください。

鋭利なもの

注射針など



- 金属製の箱に入れてごみ政策課へ
持ち込んでください。